

# 様式 1

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市立公民館の利用許可（団体登録）
根拠条例・規則名		さいたま市公民館条例施行規則
条 項		第 7 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 生涯学習総合センター（電話：048-643-5651）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場 合はその理 由）	<p><b>【団体登録の基準】</b></p> <p>公民館の施設利用には団体登録が必要であり、下記の要件を満たすとき、団体登録を許可する。</p> <p>(1) 団体の代表者がさいたま市在住者・在勤者・在学者で20才以上の方。</p> <p>(2) 団体の構成人数が5人以上。</p> <p>(3) 団体構成員の半数がさいたま市在住者・在勤者・在学者。</p> <p>(4) 社会教育法第23条の規定により禁止されている活動を行わないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営利を目的とした事業</li> <li>・特定の政党の利害に関する事業</li> <li>・特定の宗教、宗派、教団を支援する事業</li> </ul> <p>(5) 市内の公民館に団体の登録が無いこと。</p>
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成27年1月5日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場 合はその理 由）	1週間
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		